令 和 8 年 度
小 山 市 職 員 採 用 試 験 案 内
《募集職種》保育士

1 採用予定日
令和9年4月1日(木)

2 受験申し込み期間
令和8年7月1日(水)から8月11日(火・祝)17時まで

《令和8年度小山市職員採用試験の特徴》
① オンライン申し込み
- 職員採用管理システム(Be-Smart:以下「システム」)で受験申込受付を行います。(窓口・郵送受付は行いません。)
- 申込受付から採用まで上記システムにて案内等を行います。

② テストセンター方式
- 第1次試験の基礎能力検査(SCOA)は全国の会場(約350カ所)から選択し受験が可能です。また、公務員の専門的試験はありません。

3 試験日程、内容、会場及び合否発表

区分	試験日程	試験科目	試験方法・会場	合否発表
第1次試験	8月21日(金)から9月14日(月)まで	基礎能力検査(SCOA)※言語・数理・論理・常識・英語の5尺度	全国のテストセンター会場で受験	9月24日(木)予定※合否はシステムより受験者に通知
第2次試験	9月25日(金)から9月28日(月)まで	WEB 適性検査(パーソナリティ検査)	受験者自身のパソコンやスマートフォンから受験	10月22日(木)予定※合否はシステムより受験者に通知
	10月5日(月)から10月9日(金)までのうち、指定する日時	個別面接	小山市役所(小山市中央町1−1−1)	
	10月13日(火)または10月14日(水)の指定する日時	グループワーク	小山市役所(小山市中央町1−1−1)	
第3次試験	10月26日(月)から10月30日(金)までのうち、指定する日時	個別面接	小山市役所(小山市中央町1−1−1)	11月末頃予定※合否はシステムより受験者に通知

4 募集職種・受験資格・採用予定人数

職　　種	受　　験　　資　　格	採用予定人数
保　育　士	昭和62年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、保育士登録を有する又は令和9年3月末までに保育士登録見込みの者(注1)	6人

《注意事項等》

● 令和8年度小山市職員採用試験（令和9年4月1日採用）において、複数の職種への応募はできません。

● 次のいずれかに該当する方は受験できません。

（1）日本の国籍を有しない者

（2）地方公務員法第16条の欠格条項（次の①から④まで）に該当する者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 小山市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方自治法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

● 試験の過程で受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。

● （注1） 資格証の確認について

受験資格に指定されている資格を有することを確認するため、第2次試験の個別面接において資格証の確認を行います（資格取得見込みを要件とする受験者を除く）。当日は資格証の原本と写しの両方をお持ちいただき、原本と照合の上、写しを提出いただきますので、あらかじめご準備ください。

● 保育士特定登録取消者管理システムの活用について

保育士の受験者については、採用選考過程において、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用します。その結果、特定登録取消者に該当することが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

● 特定性犯罪の前科の有無の確認について

保育士業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、保育士業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことを採用条件の一つとしています。

そのため、あらかじめ受験申し込みの際に、エントリーシートにおいて特定性犯罪の前科の有無を申告していただくほか、採用選考の過程で、特定性犯罪の前科がないことを誓約書等により確認します。

なお、この採用試験に合格した場合、採用内定後に犯罪事実確認を行うため、こども家庭庁に対して戸籍等を提出していただく必要があります。また、犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合だけでなく、こども家庭庁に対して戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合にも、保育士業務に従事させることができません。さらに、特定性犯罪の前科に重要な経歴の詐称があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙（参照条文）をご参照ください。

5 試験日程・会場及び合否発表

※ **受験申し込み期間終了後、申し込み内容に不備のない方は、8月20(木)までに第1次試験の詳細を通知します。申し込み内容に不備がある方(受験資格を満たしていない方や、エントリーシートに入力した文字数が指定された文字数に達していない方など)は受験できません。**

(1) 第1次試験 【基礎能力検査(SCOA)】 ※テストセンター方式

受験期間(日程・会場)	試験内容	合否発表
8月21日(金)から9月14日(月)まで ※受験者自身で日時・会場を予約し受験してください。	**基礎能力検査(SCOA)** ※言語・数理・論理・常識・英語の5尺度	**9月24日(木)予定** ※合否はシステムより受験者に通知

《テストセンター方式について》

・上記期間において、受験者自身が都合のよい日時・会場を予約し、受験する方法です。

《テストセンターの予約について》

・受験申し込み期間終了後、**申し込み内容に不備のない方に対し**、登録されたメールアドレスに受験用ID／パスワード(受験申し込み時に使用したものと異なります)および予約専用サイトのアドレスを通知します。通知を受け取り次第、**受験用ID／パスワードを使い、専用サイトにて受験日時・会場を予約してください。**

・受験予約完了後、受験予約完了のメールが配信されますので、予約内容をご確認ください。

・テストセンター会場にて本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの書類)が必要となります。

※ **当日予約はできません。前日の14時までに予約した場合、翌日に受験できます。**

※ 一度行った受験予約は受験日の前日の14時まで変更することができます。また、**予約した受験日に受験できない場合は欠席扱いとなり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。**

※ **試験当日に本人確認書類を忘れた場合は受験できません。**

⑵ 第2次試験 【WEB適性検査、個別面接、グループワーク】

※ 第1次試験の合否通知（9月24日（木）予定）後すぐにWEB適性検査の受検期間となりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 日程の詳細は、第1次試験合格者へシステムより通知します。なお、下記の日程から変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

試験科目	日程	試験方法・会場	合否発表
WEB適性検査 （パーソナリティ検査）	9月25日（金）から 9月28日（月）まで	受験者自身のパソコンやスマートフォンから受験	10月22日（木） 予定 ※合否はシステムより受験者に通知
個別面接	10月5日（月）から 10月9日（金）まで のうち、指定する日時 ※指定された日時の変更はできません。	小山市役所 （小山市中央町1－1－1）	
グループワーク	10月13日（火）または 10月14日（水）の 指定する日時 ※指定された日時の変更はできません。	小山市役所 （小山市中央町1－1－1）	

⑶ 第3次試験 【個別面接】

※ 第2次試験の合否通知（10月22日（木）予定）後すぐに第3次試験を行いますので、あらかじめご承知おきください。

※ 日程の詳細は、第2次試験合格者へシステムより通知します。なお、下記の日程から変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

試験科目	日程	試験方法・会場	合否発表
個別面接	10月26日（月）から10月30日（金） までのうち、指定する日時 ※指定された日時の変更はできません。	小山市役所 （小山市中央町1－1－1）	11月末頃 予定 ※合否はシステムより受験者に通知

6 最終合格者の採用について

- 最終合格者は原則として令和9年4月1日付けで採用する予定です。
- 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は合格を取り消します。また、受験申し込み内容が正しくないことが判明した場合や、試験の過程における不正行為が判明した場合は、職員として採用される資格を失う場合があります。
- 受験資格に指定されている資格について、取得見込みを要件として受験した方は、この採用試験に合格しても、所定の期日までに資格を取得できなかった場合は採用することができません。
- 最終合格者のほか、補欠合格者を決定することがあります。補欠合格者は、最終合格者の採用辞退等が生じた場合に限り採用となることがあります。
- 地方公務員法第22条の規定により、職員の採用はすべて条件付採用となり、6カ月間勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

7 受験申し込み方法 ※申し込み内容に不備がある場合は受け付けできません。

申し込み方法	**オンライン申し込み ※ 下記の「申し込み手順」をご確認ください。**
申し込み期間	**令和8年7月1日(水)から8月11日(火・祝)17時まで** **※ 上記期間内は、24時間申し込みが可能です。** **※ 8月11日(火・祝)17時までに「本登録」が完了していない場合、受験することができません。** ※ 申し込み締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みに時間がかかる場合がありますので、早めに申し込み手続きを行ってください。 ※ システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止や休止、中断、制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。 ※ 上記のほか、申込者が使用している機器や通信回線上の障害等による申し込みの遅延等には一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。 (次のページに続きます。)

申し込みおよび受験に必要なもの	**① パソコンまたはスマートフォン** ＜推奨環境について＞ Google Chrome、Microsoft Edge最新版 ※ JavaScript が使用できる設定であること。 ※ PDFを閲覧できる環境であること。 ※ スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 **② 本人のメールアドレス** ※ **必ず「city.oyama.tochigi.jp」、「bsmrt.biz」、「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。** ※ **メールアドレスには、申込受付から採用まで、随時案内等をお送りします。** **③ 本人の顔写真（証明写真）のデータ** ※ 直近6カ月以内に撮影したもので、上半身・正面向き・無帽で本人と確認できるもの。 ※ 登録可能なファイル形式は、画像（JPEG/JPG）のみです。 ※ 登録可能なファイル容量は最大3MBです。 ※ 画像のサイズは3：4とし、[75ピクセル×100ピクセル]から[360ピクセル×480ピクセル]までとしてください。 **④ 受験票を印刷するためのプリンタ** ※ コンビニエンスストアのプリントサービス利用可。
申し込み手順	① 右の2次元コードから、小山市ホームページの**「令和8年度小山市職員採用試験」**のページにアクセスしてください。 ② ページ内の**「申し込みサイト」**（外部リンク）へアクセスしてください。 ご希望の職種の「詳細」を押し、「応募する」を押してください。 個人情報の取扱いについて「同意する」を押し、**氏名、メールアドレス、電話番号、パスワードを入力し、「登録」を押してください。** **③ メールアドレスに、「本登録」を行うための「URL」と「ID」が記載されたメールが自動送信されます。URLにアクセスし、IDと②で登録したパスワードを入力してログインしてください。** ※ IDとパスワードは、この後も各種手続き（受験申し込みのほか、受験票の印刷等）で必要になりますので、必ず控えておいてください。 **④ 「エントリー入力」を押し、エントリーシートの入力を行ってください。** **入力が終わったら、画面の一番下の「入力内容を確認する（本登録）」を押してください。** **入力漏れがない場合、画面の一番下に「エントリー」ボタンが表示されますので、押してください。** **⑤ エントリーが完了した場合、メールアドレスに「本登録完了通知」が自動送信されます。「本登録完了通知」の受信をもって、「本登録」が完了となります。** ※「本登録完了通知」が届かない場合は、必ず小山市職員課にお問い合わせください。 小山市職員課 TEL 0285-22-9362 （土・日・祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで） ※ 本登録完了後も、受験申し込み期間内に限り、エントリーシートの修正が可能です。 （次のページに続きます。）

申し込みの際の注意事項	・ エントリーシートを入力の上、**「本登録」まで完了しないと申し込みを受け付けできません。** ・ 申し込み内容に不備がある場合は受け付けできません。 ・ 受験資格を満たしていない方は受験できません。 ・ 申し込み内容に虚偽や不正があるときは、職員として採用される資格を失う場合があります。 ・「職務経歴」については、直近の職歴から順に入力してください。（自営業や農業従事、在家庭の期間、短期間のアルバイト等についても入力してください。） ・「保有資格・免許」については、取得見込みの資格・免許についても入力してください。 ・ 受験時の配慮（補装具の使用や着座位置の配慮等）を希望する方は、エントリーシートの「受験時の配慮希望」に希望する内容を入力してください。

8 給料・手当

初任給は、「小山市職員の給与に関する条例」に基づき決定されます。採用当初の額は、おおむね下記のとおりです。（令和8年4月現在、地域手当含む）

職務経験＼最終学歴	高校卒	短大卒	4年制大学卒
職務経験なし	月額208,000円程度	月額221,000円程度	月額241,000円程度
保育士等として5年間勤務	月額241,000円程度	月額251,000円程度	月額268,000円程度
〃 10年間勤務	月額268,000円程度	月額277,000円程度	月額299,000円程度
〃 15年間勤務	月額299,000円程度	月額309,000円程度	月額324,000円程度

※ 給料は職務経験、学歴、雇用形態等により調整されます。

※ ほかに、通勤手当・住居手当・扶養手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当等を支給します。

9 試験結果の簡易開示

試験の結果については、受験者本人に限り口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの書類）を持参し、平日の8時30分から17時15分までの間に小山市役所　職員課に直接お越しのうえ、申し出てください（土曜日、日曜日及び祝日は開示不可）。なお、電話や郵便等による開示請求はできません。

試　験	開示請求できる人	開示する内容	開示の期間及び場所
第1次試験	不合格者	第1次試験の総合得点及び合格最低点	合格発表の日または合否通知発送の日から2週間、小山市役所職員課にて開示
第2次試験	受験者	第2次試験の総合得点及び合格最低点	
第3次試験	受験者	第3次試験の総合得点及び合格最低点	

10 個人情報の取り扱い

受験申し込み（エントリーシート）、および受験に際し提出された書類等に含まれる個人情報は、小山市職員採用試験の資料としての目的以外には使用しません。なお、受験に際し提出された書類等は返却しません。

11　問い合わせ先

〒323－8686
栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所　総務部　職員課　職員係
TEL:0285－22－9362

◇小山市職員採用
ホームページはこちら⇒

面接試験等会場案内

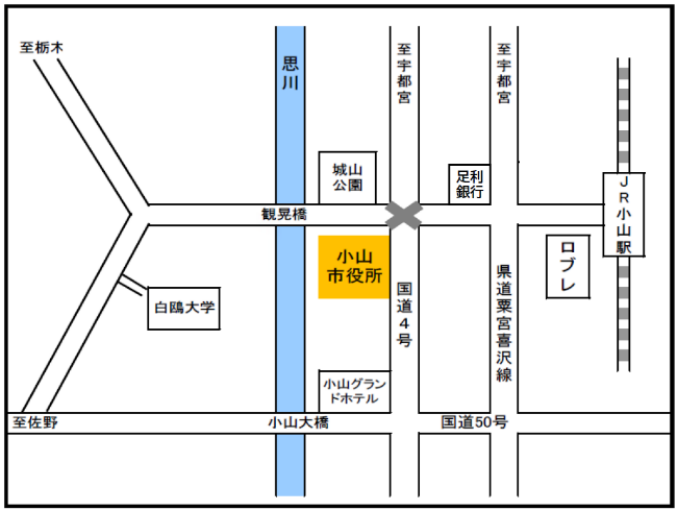

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。